

回数通行券約款

(通 則)

第1条 愛知県道路公社（以下「公社」という。）の管理する道路整備特別措置法に基づく一般有料道路及び道路運送法に基づく一般自動車道の回数通行券並びに公社の管理する駐車場の回数駐車券の販売、使用方法、払い戻しに関する事項は、この約款の定めるところによります。

(販売)

第2条 公社は、別表のとおり回数通行券を販売します。

(使用方法)

第3条 回数通行券は、1券片をもって車両1台が通行1回限り、その券面表示事項に従って、使用することができるものとします。

(通用期間)

第4条 回数通行券の通用期間は、公社が通用期間を特に指定しない限り、販売日から料金徴収満了の日までとします。

(無 効)

第5条 回数通行券は、次の各号のいずれかに該当するときは、無効とします。

- (1) 券面表示事項が不明になった回数通行券
- (2) 券面表示事項をぬり消し、又は改変した回数通行券
- (3) その他の不正通行の手段として使用した回数通行券

(払い戻し)

第6条 回数通行券の払い戻しは、当該道路の損壊又は異常事態の発生により通行できなくなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合とします。

- (1) 当該回数通行券が廃止されたとき。
- (2) 供用区間の延長により新たに販売される回数通行券に買い換えるとき
- (3) 料金徴収期間の満了により、回数通行券が不要となったとき
- (4) 料金の額又は車種区分に変更があったとき
- (5) 廃車、車種の変更、転勤又は転居及び死亡等により回数通行券が不要となったとき
- (6) その他公社が、回数通行券の払い戻しの必要があると認めたとき

(払い戻し期間)

第7条 回数通行券の払い戻し期間は、次のとおりとします。

- (1) 回数通行券は、前条の各号の事由が発生した日から30日間
- (2) 公社が必要と認めるときは、前号にかかわらず別に定める期間

(払い戻し場所)

第8条 回数通行券の払い戻し場所は、当該有料道路の料金事務所その他公社が定める場所とします。

(払い戻し額)

第9条 回数通行券は、次の各号に掲げる金額を払い戻します。

(1) 第6条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる場合

未使用券枚数

回数通行券払戻金額 (A) = 回数通行券 1 冊の販売金額 × 回数通行券 1 冊の総枚数
ただし、算出された額に 10 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

(2) 第6条の(5)に掲げる場合

手数料 (B) = 前号 (A) × 0.1 (10%)

ただし、算出された額に 10 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

回数通行券払戻額 = 前号 (A) - 手数料 (B)

(再発行)

第10条 回数通行券は、紛失しても再発行はいたしません。

(交換)

第11条 回数通行券は、次の各号のいずれかに該当する場合に交換を実施する場合があります。

(1) 料金の額又は車種区分の変更等があり、公社が新たに回数通行券を販売したとき又は法令等に基づき公社管理道路運営権者として設立された会社等が新たに回数通行券を販売し、公社が交換の必要があると認めたとき。

(2) 前号に定めるもののほか、利用者の故意によらない汚損等により券面表示事項が不明瞭となる場合など、利用者に特別の事情があると公社が認めるとき。

2 前項に定める回数通行券の交換は、同一路線、同一区間、同一車種において、変更前等の回数通行券の価格の総額と変更後等の回数通行券の価格の総額とが等しくなる枚数により行うものとし、差額が生じるときは、当該差額をお支払いいただきます。

また、変更前等の未使用回数通行券枚数が 1 冊の綴枚数に満たない場合は、以下の計算式に基づく差額をお支払いいただくことにより、変更後等の回数通行券 1 冊と交換できるものとします。

回数通行券 1 冊の販売金額

差額 = 使用枚数 × 回数通行券 1 冊の総枚数

ただし、算出された額に 10 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(交換の場所)

第12条 回数通行券の交換場所は、第8条に定める場所とします。

(周知方法)

第13条 公社は、第6条各号の事由(第5号を除く)が発生したとき、第7条第2号の期間を定めたとき、第8条の場所を定めたとき及び第11条の交換を実施する場合は、必要な事項を一般有料道路及び一般自動車道の関係料金事務所等に掲示します。

(特別の措置)

第14条 回数通行券の販売、使用方法等について、公社において特別の事由が生じたときは、この約款の定めにかかわらず他の取扱いをする場合があります。この場合においては、前条に定める方法によりお知らせします。

(読替規定)

第15条 第2条から第14条までの規定は、回数駐車券について準用する。この場合において、「回数通行券」とあるのは、「回数駐車券」と読み替えるものとする。